

事 務 連 絡
令和6年6月26日

関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

株式会社恵への連座制適用に伴う都道府県等への御協力について

平素より障害福祉行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、株式会社恵が運営するグループホームについて、愛知県及び名古屋市が指定取消を行い、また、関東信越厚生局長より、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収に関して組織的な関与が認められたことが通知されました。

これにより株式会社恵については、いわゆる連座制が適用されることとなることを受け、都道府県等に対し、今後の対応について別添のとおり協力依頼を发出したところです。

各関係団体におかれましても、都道府県や市町村とも連携の上、株式会社恵の利用者の継続的なサービス確保のため、各般の御協力をいただきますようお願いいたします。

(参考) 送付先関連団体 (順不同)

- ・ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ・ 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会
- ・ 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
- ・ 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
- ・ 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会
- ・ 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
- ・ 特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク
- ・ 一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク
- ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- ・ 一般社団法人 全国介護事業者連盟